

市民交流センター

指定管理者募集要項

令和7年10月

兵庫県洲本市教育委員会

市民交流センター指定管理者募集要項

洲本市では、市民交流センターの指定管理者を以下のとおり募集します。

1. 対象施設

本館、別館（屋内プール）、野球場、陸上競技場

※ただし、本館（ホール）については、舞台吊物設備が安全安心に利用できない状態のため、令和7年4月1日より休館している。

2. 施設の概要

別紙「市民交流センター指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりに

3. 指定管理者が行う業務

仕様書のとおりに

4. 指定管理期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

5. 業務の委託等の禁止

管理運営業務のうち清掃、警備等の個別の業務を第三者へ再委託することは差し支えないが、管理運営に係る業務を一括してさらに第三者へ再委託することはできない。

6. 指定管理料

指定管理期間の管理運営業務に係る費用として支払う指定管理料は、次のとおりとする。

金 226,200千円以内（消費税、地方消費税その他一切の経費を含む）
（年額 75,400千円以内（消費税、地方消費税その他一切の経費を含む））

【指定管理料積算にあたっての注意事項】

別館（屋内プール）は、令和8年度から令和9年度頃に大規模改修を実施する予定。工事期間は6か月程度を見込んでおり、工事期間中は施設を休場する必要がある。

現時点では休場を要する期間が確定できないため、協定締結後に指定管理者と休場に係る指定管理料の変更について協議を行う。

申請時は、工事による休場を見込まずに指定管理料の提案を行うこと。

7. 利用料金制

地方自治法第244条の2第8項による、利用料金制を採用する。

8. 申請者の資格

- (1) 法人その他の団体（以下「団体等」という。）で、法人格の有無は問わない。
なお、法律上個人は、指定管理者となることができない。
- (2) 次の各号に該当する団体等（共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）は申請できない。

税の滞納に関する事項

- ① 税（国税、県税及び市税）を滞納している団体等
- ② 団体等の代表者が、税を滞納している団体等

法に関する事項

- ③ 本市における指定管理者の手續において、虚偽の申立て等その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ④ 本市における一般競争入札等の参加を制限されている団体等（地方自治法施行令第167条の4第2項関係）
- ⑤ 本市から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から1年を経過しない団体等（地方自治法第244条の2第11項関係）
- ⑥ 本市から指定の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から6か月を経過しない団体等（地方自治法第244条の2第11項関係）

構成員に関する事項

次の各号に定めるものが、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している団体等

- ⑦ 法律行為を行う能力を有しない者
- ⑧ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定義する者）

経営状況に関する事項

- ⑨ 手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善しない団体等
- ⑩ 差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない団体等
- ⑪ 破産、会社整理又は特別精算その他倒産等に関する法律の手續について申し立て（債権者が申し立てを行つた場合を除く。次号において同じ。）が成された団体等
- ⑫ 会社更生、民事再生の手續について申し立てがなされ、この手續が終了していない団体等

許認可に関する事項

- ⑬ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取消の日から1年を経過しない団体等
- ⑭ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、又はその停止期間満了の日から3か月を経過しない団体等
- ⑮ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受け、その状況が改善しない団体

9. 募集要項等の配布

(1) 配布期間

令和7年10月31日（金）から11月10日（月）まで（ただし、土・日曜日を除く。）

(2) 配布時間

午前8時30分から午後5時まで（ただし、午後0時から午後1時までの間を除く。）

(3) 配布場所

洲本市教育委員会生涯学習課（洲本市役所本庁舎4階）

(4) 配布方法

① 直接配布

② 郵便請求（返信用封筒及び切手を同封の上、特定記録等により請求する。
11月7日（金）消印有効とする。）

③ 洲本市のホームページからのダウンロード

(5) 配布資料

① 市民交流センター指定管理者募集要項（様式第1号～第6号を含む）

② 仕様書

③ その他必要な書類

10. 公募説明会及び施設見学会

参加を希望する団体等は、11月7日（金）午後5時までに窓口連絡すること。連絡のない場合は、参加を断る場合があるので注意すること。

(1) 日 時 令和7年11月11日（火） 午前10時00分から約2時間程度

(2) 場 所 市民交流センター 会議室

(3) その他 参加人数は1団体等3名まで

11. 質問及び回答

(1) 提出期限 令和7年11月13日（木）午後5時

(2) 提出書式 任意様式

(3) 提出方法 窓口へ持参又は電子メールにより行うこと。電話等口頭による質問は受付けない。

(4) 回答方法 参加表明者全員に、質問の内容及びその回答を文書又はメールにより令和7年11月20日（木）までに送付する。

12. 提出書類等

(1) 公募参加表明書（様式第4号）

- ・提出期限 令和7年11月12日（水）午後5時
- ・提出方法 窓口へ持参又は郵送により行なうこと。（郵送の場合は特定記録等により送付すること。11月11日（火）消印有効とする。）

(2) 申請書類

- ・受付期間 令和7年11月21日（金）から12月1日（月）まで（ただし、土・日曜日・休日を除く。）
- ・受付時間 午前8時30分から午後5時まで（ただし、午後0時から午後1時までの間を除く。）
- ・提出方法 窓口へ持参すること。郵送による提出は認めない。
- ・提出部数 15部（正本1部・副本14部）
- ・提出書類

- ① 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号①～③）
- ③ 収支計画書（様式第3号）
- ④ 団体等の経営状況を説明する書類（ア）又は（イ）のどちらか一式と（ウ）を提出すること。）

（ア）貸借対照表及び損益計算書（販売費及び一般管理費の明細のあるもの）

（イ）収支予算書及び収支決算書

（ウ）財産目録

※ 書類がない場合及び作成することができない特別の事情等がある場合は、団体等の経営状況を説明する書類がない旨及びその理由を記載した申立書（任意様式）を提出すること。

⑤ 団体等の活動内容を説明する書類

（ア）事業報告書

（イ）役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類（構成員名簿を提出している場合は不要）

（ウ）法人又はその団体の概要書（設立の趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要がわかるもの。）

⑥ 申請者の資格を確認する書類

申請者の区分		法人	地縁団体	その他の団体
申請者の資格を確認する書類	団体等の確認	法人登記事項証明書、定款、寄附行為	証明書 (地方自治法第260条の2第12項)	団体規約、構成員名簿
	法律行為の有無の確認			代表者の身分証明書
	税の滞納の有無の確認	○納税義務がある場合：納税証明書 ○納税義務が無い場合：納税義務に関する申立書 (様式第5号) ※国税(税目は、法人税と消費税)、県民税、市民税、固定資産税		
	一般競争入札参加制限等の有無の確認	誓約書(様式第6号) ※上記8「申請者の資格」の(2)の④～⑮に記載する事項に該当しない旨を明記した誓約書		

⑦ 注意事項

- (ア) 法人登記事項証明書、納税証明書等は令和7年9月30日以降に発行されたものに限る。
- (イ) 貸借対照表、収支決算書、事業報告書、納税証明書等は提出日現在の直近の1事業年度分とすること。
- (ウ) 国税(税目は、法人税と消費税)の納税証明書は、「その3の3」の提出で可。
- (エ) 提出種類に一部でも不備がある場合は、受理しない。

13. 選定基準

- (1) 利用者の公平な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の適切な維持及び管理のもと、当該施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有するものであること。

14. 選定方法

提出された申請書類の審査及び面接（必要に応じて）により、洲本市指定管理者選定委員会において選定します。なお、審査においていずれの申請者も指定管理者として適当と認められなければ、選定されない場合があります。

15. 選定結果の通知

申請者全員に対して、選定結果に選定理由を付して、令和7年12月下旬（予定）に文書にて通知します。

16. 募集及び選定等に係る日程

指定管理者の募集及び選定等に係る日程は次のとおりとします。

- | | |
|------------------|-----------------------------|
| (1) 募集要項等の配布期間 | 令和7年10月31日（金）
～11月10日（月） |
| (2) 公募説明会及び施設見学会 | 令和7年11月11日（火） |
| (3) 公募参加表明書提出期限 | 令和7年11月12日（水） |
| (4) 質問書提出期限 | 令和7年11月13日（木） |
| (5) 質問事項回答期限 | 令和7年11月20日（木） |
| (6) 申請書類の受付期間 | 令和7年11月21日（金）
～12月 1日（月） |
| (7) 選定委員会による審査 | 令和7年12月10日（水） |
| (8) 選定委員会による面接等 | 令和7年12月下旬 |
| (9) 候補者選定と結果の通知 | 令和7年12月下旬 |
| (10) 指定管理者の指定 | 市議会の議決を経て決定 |

17. その他注意事項

(1) 共同企業体による申請

共同企業体を結成して申請する場合は、申請に関する事務をすべて当該共同企業体の代表者を通じて行わなければならない。また、教育委員会が当該代表者に対して行った行為は、当該共同企業体すべての構成員に行ったものとみなす。

(2) 関係職員との接触の禁止

申請予定者、参加表明者は、関係職員と本件申請についての接触（当然に、公募説明会、面接、公募に関する質問等正当な行為を除く）を禁じる。接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。

なお接触の禁止期間は、候補者選定と結果の通知が行われるまでとする。

(3) 重複提案等の禁止

ひとつの団体等が複数の申請をすることはできない。また、ひとつの団体等が複数の共同企業体に加わることもできない。

(4) 申請に関する費用負担

申請に関して必要となる費用は、すべて申請者の負担とする。

(5) 申請書類の取り扱い

教育委員会が受理した申請書類は、理由の如何に関わらず返却しない。また、理由の如何に関わらず第三者に公開することはしない。

(6) 申請書類の変更

一度教育委員会が受理した申請書類については、誤字脱字の類など軽微な修正を除き、内容変更を認めない。したがって、指定管理者指定申請書、事業計画書、収支計画書にあっては、特に内容精査の上、提出すること。

(7) 参加辞退

参加表明者が申請を辞退するときは、必ず辞退届け（任意様式）を提出のこと。

(8) 申請の撤回

申請の撤回は、理由の如何に関わらず認めない。万一、申請者が辞退した場合、提出者は、教育委員会が被った損害について賠償しなければならない。

(9) 準備行為

指定管理者の候補者が、自らの責任において協定書等に規定する管理運営のための準備行為をすることは何ら支障のないものであるが、指定管理者の指定議案が市議会において否決された場合には教育委員会に損害等を請求することはできない。

(10) 協定の締結

手続条例第7条の規定により、管理運営に係る細目事項について教育委員会と指定管理者が協議のうえ決定し、市民交流センターの管理に関する協定を締結しなければならない。

18. 窓口

洲本市教育委員会生涯学習課

〒656-8686 洲本市本町三丁目4番10号（洲本市役所4階）

TEL：0799-24-7631 FAX：0799-26-1510

E-mail：gakushuu@city.sumoto.lg.jp

洲本市ホームページ：<http://www.city.sumoto.lg.jp>